

狭あい道路整備事業に伴う補償について

狭あい道路整備事業を活用し、後退地を市に移管する際、土地を所有している方が後退地を更地にする必要があります。

以下の条件に当てはまる場合は、更地にするための工事費用の一部を藤沢市が補償します。

○補償適用条件

以下の条件をすべて満たす方が対象です。

1. 狭あい道路整備事業にて市に後退地を移管する方
2. 建物の建築行為（増改築を含む）や解体工事を伴わず、後退地内にある補償対象物件を撤去する方

○補償対象物件

塀、門扉、土間コンクリート、樹木、給水設備、排水設備等が対象です。

○取壊し期間

市が現地調査するまでは、更地にしないでください。

（現地調査は、申請を受付けしてから2週間以内に行います。）

現地調査のあと、市に移管するまでに後退地を更地にしてください。

○金額

工事費用は、市独自の基準で計算した金額をお支払いします。

（更地にするために掛かった実際の工事費用を全額お支払いすることではありません。）

○詳しい問合せ先○

藤沢市役所 道路管理課 狭あい担当

電話番号 0466-25-1111（代表） 0466-50-3546（直通）

